

9 月 定例連絡委員幹事会

と き 令和 8 年 9 月 1 日（火）午後 3 時

ところ 市役所 2 階 会議室 1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 令和 8 年度赤い羽根共同募金と赤い羽根歳末たすけあい募金について（お願い）
（社会福祉協議会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～3（資料 1）
- (2) 区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）（地域協働課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～9（資料 2）

4 その他

- (1) 第 2 7 回元気ッス！へきなんの開催について（お知らせ）・・・・・・・・（その他）

碧 南 市 民 憲 章

きぬうらこう もんこ ひろ せかい め ひら
衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたた
かく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたち
は自治の約束として、この憲章を掲げます。

ひとつ あんしん す まち
1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
まいにち
毎日をおくります。

かつき まち
1. 活気ある町に

げんき はたら ゆた かてい
元気で働き、豊かな家庭を
きず
築きます。

こころ まち
1. あたたかい心の町に

はな あ わ
話し合いの輪をひろげ、なごやかな
しゃかい
社会をつくります。

みず あお そら まち
1. きれいな水と青い空の町に

しぜん うつく きょうど
自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

せいしんぶん か まち
1. 清新な文化の町に

わか ちから そだ ぶん か きょうよう
若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先	碧南市社会福祉協議会
担 当	鈴木・縣
電 話	4 6 - 3 7 0 2

令和 8 年 9 月 1 日

碧南市連絡委員各位

碧南市共同募金委員会
会 長 長田 和徳
(公 印 省 略)

令和 8 年度赤い羽根共同募金と赤い羽根歳末たすけあい募金について（お願い）
平素は共同募金事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も、碧南市共同募金委員会では、全国一斉に展開される「赤い羽根共同募金運動（赤い羽根歳末たすけあい運動）」に参画し、住民相互の助け合いをもとに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

公私ともご多用中のところ誠に恐縮ですが、地区の皆様に募金のお願い（戸別募金運動）をするため、募金封筒等の配布と取りまとめのご協力をお願い申し上げます。

記

1 戸別募金運動の期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から 1 2 月 4 日まで

2 協力依頼の内容

(1) 各世帯へ下記募金資材の配布

- | | |
|-------------|-----|
| ア 募金お願いのチラシ | 1 枚 |
| イ 赤い羽根ステッカー | 1 枚 |
| ウ 募金封筒 | 1 枚 |

(2) 募金封筒の取りまとめ

3 募金の目安額等

共同募金は、地域で安心して暮らせるまちづくりを実現させるための目標型の募金で

す。その目標額を達成するための判断材料として、世帯数などを加味して、一世帯あたりの募金目安額を「５００円程度」としています。

これはあくまでも目安額であって、決して強制するものではなく、各世帯の自主的な判断でご協力をお願いします。

なお、ご協力いただいた募金は、「赤い羽根共同募金分」と「歳末たすけあい募金分」に、振り分けさせていただきます。

4 募金納入期限

取りまとめていただいた募金は、「募金実績世帯数報告書」と一緒に１２月４日（金）（ただし、平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで）までに、碧南市共同募金委員会事務局（碧南市社会福祉協議会内）へお持ちくださいますようお願いいたします。

募金額を数えていただく必要はありませんので、封筒のままお持ちください。

5 その他

赤い羽根共同募金関係資料については、広報へきなん１０月号とともに配布いたします。詳細は別紙「赤い羽根共同募金関係資料について」をご覧ください。

赤い羽根共同募金関係資料について

1 連絡委員の皆様への配布物

- (1) 募金実績世帯数報告書・・・キリトリ線下部
- (2) ハンドブック・・・・・・・・・・・・・1冊
- (3) タオル（お礼）・・・・・・・・・・・・・1本

2 各世帯への配布物

広報へきなん10月号と一緒に各世帯へ配布をお願いします。

- (1) 募金お願いのチラシ・・・・・・・・1枚
- (2) 赤い羽根ステッカー・・・・・・・・1枚
- (3) 募金封筒・・・・・・・・・・・・・1枚

※上記「1」及び「2」の配布物は、広報へきなん10月号と同時にお手元に届きます。

3 募金納入期限

取りまとめていただいた募金につきましては、封筒のまま12月4日（金）までに事務局（碧南市社会福祉協議会内）へお持ちください。

（ただし、平日の午前8時30分から午後5時15分まででお願いします。）

【問合せ】 碧南市共同募金委員会事務局（碧南市社会福祉協議会内）
（碧南市山神町8-35 へきなん福祉センターあいくる）
電話：46-3702

・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・

令和8年 月 日

＜ 募金実績世帯数報告書 ＞

区・町内会名	
募金実績世帯数	世 帯

連絡先	地域協働課共生協働係
担 当	菅沼、鳥居
電 話	95-9872（直通）

令和 8 年 9 月 1 日

碧南市連絡委員各位

市民生活部地域協働課

課長 齋 藤 静 絵

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和 9 年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の中間報告に向けて準備をお願い致します。

記

1 目的

令和 9 年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

※電子データでの提出も可です。その場合、(2) (3)は PDF データでご提出ください。

3 経過報告

経過報告として、令和 8 年 4 月から令和 8 年 1 2 月までの運営費等を令和 9 年 1 月 2 2 日（金）までに報告してください。

※ 1 2 月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民生活部地域協働課共生協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬化収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積の3倍までの面積に係る借地料と、補助を受けようとする年度の固定資産税課税標準額の4%に相当する額のうち低い方が限度額となる。
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与	2分の1 (退職金は除く)	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする

	支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。		
補助金額	(1) ～ (8) の合計	1,000 円未満端数切捨て	

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および事務員賃金に変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和8年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

（区名： ）

	R8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月	合 計	補助対象額
費用														
電気料														全額
〃														全額
上下水道料														全額
ガス														全額
電話														基本料金
し尿														全額
浄化槽														全額
小計														限度額＝75万円 ＋75万円を超え た額の1/2
地代														全額
賃金														総額*1/2
合計														

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った（引き落とし）月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のものは除く。

3) 電話……基本料金とする（回線使用料、屋内配線使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料、

電話リレーサービス料等、定額のもの）×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月 日 請求分
----------------------------	------------------------	-----------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	【本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。】
◇NTT西日本ご利用分			
2,612	2,350	回線使用料(基本料)(事務用)	
	50	硬貨収納等信号送出機能使用料	
	17	ダイヤル通話料	
	2	ユニバーサルサービス料	
	193	消費税等相当額(合計)	
◇合計	2,612	合計	

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
(回線使用料等定額のもの×消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いが分かるように項目を記載してください。



普通預金

6

日 付	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1				
2	電話料金	2,594		
3		50,000		
4	電気料金	15,000		
5	ガス料金	2,100		
6	水道代	4,779		
7		78,000		
8				
9				
10				
11				
12				

碧南花子人件費(5月分)

浄化槽点検料

摘要欄に記載の無いものは、何の振替か分かるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。